

島根



平成18年3月3日 (金) 第 1,756 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目次

告 示			
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福	祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
土地改良区の役員の退任	(農村整	備 課)	2
土地改良事業変更計画書の縦覧	(")	2
県営土地改良事業計画の決定	(")	2
保安林予定森林 (2件)	(森林整	備 課)	3
解除予定保安林	(")	4
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水 産	課)	4
地方卸売市場の開設者及び卸売業者の住所及び氏名の変更(6件)	(")	4
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲	(")	8
道路の区域の変更	(道路維	持課)	8
道路の供用開始	(")	9
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計	画課)	10
公 告			
平成18年度前期技能検定試験の実施	(労働政	策課)	10
平成18年度技能検定試験の実施	(")	13
内水面漁管委指示			
こいの持出し禁止			15
正誤			
平成16年12月24日付け島根県報第1,636号中	(人事委	員会)	15

	_
—	
	// /

島根県告示第166号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 ウェルネス湖北	訪問介護	株式会社ウェルネス湖北 介護センター松江	松江市黒田町454番 1	平成18年 2月20日

玉造厚生年金病院	訪問リハビリ テーション	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成18年 2月23日
----------	-----------------	----------	-------------	----------------

島根県告示第167号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 ウェルネス湖北	株式会社ウェルネス湖北 介護 センター松江	松江市黒田町454番 1	平成18年 3月1日

島根県告示第168号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

雲南市吉田町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

森山美貴男 雲南市吉田町吉田2132番地

島根県告示第169号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事	業	名	縦覧に供する書類 の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
能義郡広瀬町土地改 良区	金原上地区区 進事業)	画整理事業	美(基盤整備促	土地改良事業計画 書の写し	告示の日から21 日間	安来市役所

島根県告示第170号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5

項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。 平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

上長屋地区農道事業(県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

浜田市役所

島根県告示第171号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町井戸谷575、576 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第172号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市三隅町井野八158 - 1、八265、八906、八908、八909

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第173号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

大田市鳥井町鳥井2107 - 3、2021 - 6、2084 - 3 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

大田市鳥井町鳥井1506 - 5 (以上1筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第174号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

多伎町加入区 (漁業協同組合 J F しまね)

島根県告示第175号

地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可(昭和48年島根県告示第366号)により公示のあった地方卸売市場の開設者及 び卸売業者の住所及び氏名について、次のとおり変更があったので、島根県卸売市場条例(昭和46年島根県条例第43号) 第23条の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 地方卸売市場開設許可に係る変更

* 그 푹 ㅁ	許可	卸売市場	卸売市場	開設者	の住所	開設者	の氏名
許可番号	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後
指令水第	昭和48年	恵曇水産物地	松江市鹿島町	松江市鹿島町	松江市御手船	恵曇漁業協同	漁業協同組合
23号の 9	5月15日	方卸売市場	恵曇622番地	恵曇622番地	場町575	組合	JFしまね
指令水第	昭和48年	平田市水産物	出雲市十六島	出雲市十六島	松江市御手船	平田市漁業協 同組合	漁業協同組合
23号の10	5月15日	地方卸売市場	町428番地 1	町428番地 1	場町575		JFしまね
指令水第 23号の11	昭和48年 5月15日	大社水産物地 方卸売市場	出雲市大社町 杵築北3533番 地	出雲市大社町 杵築北3533番 地	松江市御手船 場町575	大社町漁業協 同組合	漁業協同組合 JFしまね
指令水第	昭和48年	五十猛水産物	大田市五十猛	大田市五十猛	松江市御手船	五十猛漁業協	漁業協同組合
23号の13	5月15日	地方卸売市場	町2716番地 4	町2716番地 4	場町575	同組合	JFしまね
指令水第	昭和48年	江津水産物地	江津市渡津町	江津市渡津町	松江市御手船	江津漁業協同	漁業協同組合
23号の15	5月15日	方卸売市場	2082番地	2082番地	場町575	組合	JFしまね
指令水第	昭和48年	浜田水産物地	浜田市元浜町	浜田市元浜町	松江市御手船	はまだ漁業協	漁業協同組合
23号の16	5月15日	方卸売市場	231番地 1	231番地 1	場町575	同組合	JFしまね
指令水第 23号の18	昭和48年 5月15日	三隅第1水産 物地方卸売市 場	浜田市三隅町 岡見6270番地 1	浜田市元浜町 231番地 1	松江市御手船 場町575	はまだ漁業協 同組合	漁業協同組合 JFしまね

2 地方卸売市場卸売業務許可に係る変更

	±	<i>F</i> □ → → 1□	<i>F</i> □ → → 1□	知=====================================	 皆の住所	卸売業者	ドカエタ	TT-17 C C
許可番号	許 可 年月日	卸売市場の名称	卸売市場の紙を地					取扱品目の契約
	平月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	の部類
指令水第 24号の 9	昭和48年 5月15日	恵曇水産物 地方卸売市 場	松江市鹿島 町 恵 曇 622 番地	松江市鹿島 町 恵 曇 622 番地	松江市御手 船場町575	恵曇漁業協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部
指令水第 24号の10	昭和48年 5月15日	平田市水産 物地方卸売 市場	出雲市十六 島町 428番 地 1	出雲市十六 島町 428番 地 1	松江市御手 船場町575	平田市漁業協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部
指令水第 24号の11	昭和48年 5月15日	大社水産物 地方卸売市 場	出雲市大社 町 杵 築 北 3533番地	出雲市大社 町杵築北35 33番地	松江市御手 船場町575	大社町漁業 協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部
指令水第 24号の13	昭和48年 5月15日	五十猛水産 物地方卸売 市場	大田市五十 猛町2716番 地 4	大田市五十 猛町2716番 地 4	松江市御手 船場町575	五十猛漁業協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部
指令水第 24号の15	昭和48年 5月15日	江津水産物 地方卸売市 場	江津市渡津町2082番地	江津市渡津町2082番地	松江市御手 船場町575	江津漁業協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部
指令水第 24号の16	昭和48年 5月15日	浜田水産物 地方卸売市 場	浜田市元浜 町 231 番地 1	浜田市元浜 町 231 番地 1	松江市御手 船場町575	はまだ漁業協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部
指令水第 24号の20	昭和48年 5月15日	三隅第1水 産物地方卸 売市場	浜田市三隅 町岡見6270 番地 1	浜田市元浜 町 231 番地 1	松江市御手 船場町575	はまだ漁業協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部

地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可(昭和51年島根県告示第496号)により公示のあった地方卸売市場の開設者及 び卸売業者の住所及び氏名について、次のとおり変更があったので、島根県卸売市場条例(昭和46年島根県条例第43号) 第23条の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 地方卸売市場開設許可に係る変更

許可番号	許可卸売市場		卸売市場	開設者	の住所	開設者の氏名	
計り留ち	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後
指令水第 23号の8	昭和51年 4月26日	益田水産物地 方卸売市場	益田市高津 8 丁目 1 番15	益田市高津 8 丁目 1 番15	松江市御手船 場町575	益田市漁業協 同組合	漁業協同組合 JFしまね

2 地方卸売市場卸売業務許可に係る変更

許可番号	許 可 卸売市場		売市場 卸売市場		卸売業者の住所		卸売業者の氏名		
計り笛ち	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	の部類	
指令水第 24号の8	昭和51年 4月26日	益田水産物 地方卸売市 場	益田市高津 8丁目1番 15	益田市高津 8 丁目 1 番 15	松江市御手 船場町575	益田市漁業 協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部	

島根県告示第177号

地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可(昭和53年島根県告示第507号)により公示のあった地方卸売市場の開設者及 び卸売業者の住所及び氏名について、次のとおり変更があったので、島根県卸売市場条例(昭和46年島根県条例第43号) 第23条の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 地方卸売市場開設許可に係る変更

か可来品	許可番号	卸売市場	卸売市場	開設者	の住所	開設者	の氏名
計り留ち	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後
指令水第 23号の14	昭和53年 6月5日	仁摩水産物地 方卸売市場	大田市仁摩町 仁万1947番地 1 地先	大田市仁摩町 仁万1947番地 1 地先	松江市御手船 場町575	仁摩町漁業協 同組合	漁業協同組合

2 地方卸売市場卸売業務許可に係る変更

許可番号		卸売市場卸売市場		卸売業者の住所		卸売業者の氏名		取扱品目
計り留ち	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	の部類
指令水第 24号の14	昭和53年 6月5日	仁摩水産物 地方卸売市 場	大田市仁摩 町仁万1947 番地 1 地先	大田市仁摩 町仁万1947 番地 1 地先	松江市御手 船場町575	仁摩町漁業 協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部

島根県告示第178号

地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における卸売業務の許可(昭和54年島根県告示第559号)により公示のあった地方卸売市場の開設者及び卸売業者の住所及び氏名について、次のとおり変更があったので、島根県卸売市場条例(昭和46年島根県条例第43号)第23条の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 地方卸売市場開設許可に係る変更

許可番号	許可	卸売市場	卸売市場	開設者	の住所	開設者の氏名		
計り留ち	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	
指令水第 23号の21	昭和54年 6月23日	大浜水産物地 方卸売市場	益田市木部町 イ2288番地地 先	益田市高津 8 丁目 1 番15	松江市御手船 場町575	益田市漁業協同組合	漁業協同組合 JFしまね	

2 地方卸売市場卸売業務許可に係る変更

許可番号	<u></u> 許 可 卸売市場		卸売市場 卸売市場		当の住所	卸売業者	当の氏名	取扱品目
計り留ち	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	の部類
指令水第 24号の24	昭和54年 6月23日	大浜水産物 地方卸売市 場	益田市木部 町イ2288番 地地先	益田市高津 8 丁目 1 番 15	松江市御手 船場町575	益田市漁業 協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部

島根県告示第179号

地方卸売市場の開設の許可及び地方卸売市場における卸売業務の許可(昭和57年島根県告示第630号)により公示のあった地方卸売市場の開設者及び卸売業者の住所及び氏名について、次のとおり変更があったので、島根県卸売市場条例(昭和46年島根県条例第43号)第23条の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 地方卸売市場開設許可に係る変更

計司来 只	許 可 卸売市場		卸売市場	開設者	の住所	開設者の氏名		
許可番号	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	
指令水第 23号の12	昭和57年 5月14日	和江水産物地 方卸売市場	大田市静間町 2075番地	大田市静間町 2075番地	松江市御手船 場町575	和江漁業協同 組合	漁業協同組合 JFしまね	

2 地方卸売市場卸売業務許可に係る変更

新司采 旦	許可	許可卸売市場		卸売市場 卸売市場		卸売業者	当の住所	卸売業者	取扱品目
許可番号	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	の部類	
指令水第 24号の12	昭和57年 5月14日	和江水産物 地方卸売市 場	大田市静間 町2075番地	大田市静間 町2075番地	松江市御手 船場町575	和江漁業協同組合	漁業協同組 合 J F しま ね	水産物部	

島根県告示第180号

地方卸売市場の開設の許可及び地方卸売市場における卸売業務の許可(平成元年島根県告示第1001号)により公示のあった地方卸売市場の開設者及び卸売業者の住所及び氏名について、次のとおり変更があったので、島根県卸売市場条例(昭和46年島根県条例第43号)第23条の規定により告示する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 地方卸売市場開設許可に係る変更

許可番号	許可	卸売市場	卸売市場卸売市場		の住所	開設者の氏名		
計り留ち	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	
指令水第1号	平成元年 10月23日	大田水産物地方卸売市場	大田市久手町 波根西2244番 地 3	大田市久手町 波根西2689番 地	松江市御手船 場町575	大田市漁業協同組合	漁業協同組合 JFしまね	

2 地方卸売市場卸売業務許可に係る変更

許可番号	許可卸売市場		卸売市場	卸売業者	当の住所	卸売業者	当の氏名	取扱品目
計り留ち	年月日	の名称	の所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	の部類
指令水第2号	平成元年 10月23日	大田水産物 地方卸売市 場	大田市久手 町 波 根 西 2244番地 3	大田市久手 町 波 根 西 2689番地	松江市御手 船場町575	大田市漁業協同組合	漁業協同組 合JFしま ね	水産物部

島根県告示第181号

平成18年島根県内水面漁場管理委員会指示第2号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。 平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

斐伊川水系河川の本流及び支流(三成ダム、布部ダム、山佐ダム及び千本ダムから上流を除く。)、神戸川水系河川の本流及び支流(来島ダムから下流)、十間川水系河川の本流及び支流並びに神西湖並びに堀川水系河川の本流及び支流

島根県告示第182号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

)# FF -			道	路	0	X	域			管轄する地		
道路の 種 類	路線名	X	間		変更前 後の別	敷地の幅点	員	延	長	方機関の名 称	備	考
一般国道	431号	松江市美保 尾572番21			前	メート) 7.00~ 16.0		-	トル 43.00	松江土木建	交通安全工	事
一放四追	401 亏	451番 2 地名			後	10.00 ~ 34.0	00	1,24	43.00	築事務所	拡幅	

"	261号	邑智郡邑南町鱒渕3433 番16地先から同地先ま	前	9.00	8.00		災害復旧工事
		で	後	14.00	8.00		拡幅
		邑智郡美郷町上野688 番3地先から同404番 地先まで	A	4.00 ~ 55.00	4,907.00		道路改良工事
"	375号	邑智郡美郷町上野989 番地先から同404番地 先まで	В	10.00 ~ 26.00	2,065.00	川本土木建 築事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ拡幅
, ,	010 3	邑智郡美郷町上野688 番3地先から同404番 地先まで	A 後	4.00 ~ 55.00	4,907.00		
		邑智郡美郷町上野989 番地先から同404番地 先まで	В	10.00 ~ 39.00	2,065.00		
県 道	杉戸仁多線	雲南市吉田町曽木911 番1地先から同地先ま	前	22.00 ~ 25.00	50.50		災害防除工事
· 是	127 二岁 禄	田 1 地元がら同地元よ	後	23.50 ~ 33.50	50.50		拡幅
"	"	雲南市吉田町曽木756 番4地先から同756番	前	16.50 ~ 26.00	77.50	木次土木建	災害防除工事
	"	1地先まで	後	19.00 ~ 31.50	77.50	築事務所	拡幅
"	"	雲南市吉田町曽木758 番2地先から同758番	前	16.50 ~ 21.00	25.50		災害防除工事
"	"	6 地先まで	後	25.50 ~ 33.00	25.50		拡幅
"	出雲イン	ン出雲市知井宮町字浅柄		28.00 ~ 40.00	220.00	出雲土木建	道路改良工事
"	ター線	~ 1756番 1 地先から同字 1727番 2 地先まで	後	34.00 ~ 60.00	220.00	築事務所	拡幅

島根県告示第183号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

一般国道	431号	松江市美保関町下宇部尾572番21地先か ら同451番2地先まで	メートル 1,243.00	平成18年 3月3日	松江土木建 築事務所	
"	314号	仁多郡奥出雲町下横田137番 3 地先から 同128番 6 地先まで	400.00	平成18年 3 月31日	木次土木建 築事務所仁 多土木事業 所	
"	261号	邑智郡邑南町鱒渕3433番16地先から同地 先まで	8.00	平成18年 3月6日	川本土木建 築事務所	
県 道	田所国府線	浜田市上府町ロ772番13地先から同地先 まで	39.70	平成18年 3月3日	浜田土木建	
"	"	浜田市宇野町67番地先から同市上府町 1586番9地先まで	561.50	11	築事務所	

島根県告示第184号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

川本都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域 邑智郡川本町大字川本

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公	告

平成18年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 実施職種(作業名)及び実施等級
 - (1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種(作業名)

園芸装飾(室内園芸装飾作業)

造園(造園工事作業)

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)

金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)

機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)

放電加工(数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)

金属プレス加工(金属プレス作業)

鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)

建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)

工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)

仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)

切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)

ダイカスト (コールドチャンバダイカスト作業)

電子機器組立て(電子機器組立て作業)

電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

建設機械整備(建設機械整備作業)

婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)

家具製作(家具手加工作業)

建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)

石材施工(石張り作業、石積み作業)

とび(とび作業)

左官(左官作業)

ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)

タイル張り(タイル張り作業)

畳製作(畳製作作業)

防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FR B防水工事作業)

内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)

サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)

表装(表具作業、壁装作業)

塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)

広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)

フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級技能検定を実施する職種(作業名)

園芸装飾(室内園芸装飾作業)

造園(造園工事作業)

機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)

仕上げ(機械組立仕上げ作業)

機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)

電子機器組立て(電子機器組立て作業)

広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級技能検定を実施する職種(作業名)

コンクリート積みブロック施工(コンクリート積みブロック工事作業)

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業、加熱ペイントマシンマーカー工事作業)

産業洗浄(高圧洗浄作業)

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の6に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1 級技能検定については規則第65条第2 項の規定により、2 級技能検定については同条第3 項の規定により、3 級技能検定については同条第4 項の規定により、単一等級技能検定については同条第7 項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成18年6月12日(月)から同年9月10日(日)までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成18年8月20日(日)
園芸装飾、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子 供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成18年8月27日(日)
鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、 石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾	平成18年9月3日(日)

イ 3級

	職	種	学 科 試 験 日
園芸装飾、造園、機械加工	、仕上げ、機械係	R全、電子機器組立て、広	告美術仕上 平成18年7月30日(日)
げ、フラワー装飾			TIM 104 / 730 G (G)

ウ 単一等級

職種	学 科 試 験 日
コンクリート積みブロック施工、産業洗浄	平成18年8月20日(日)
路面標示施工	平成18年9月3日(日)

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成18年6月5日(月)に島根県職業能力開発協会において公表する。 なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあっては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあっては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあっては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあっては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあっては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類
- (2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成18年4月4日(火)から同月14日(金)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。)の場合は、同月14日(金)の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職	種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額	
下記以外の職種		15,700円	2.100	
婦人子供服製造		13,000円	3,100円	

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの(就職しているものを除く。)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、専門学校又は各種学校に在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子	10 F00 m	3,100円
機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾	10,500円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(あて名を明記し、切手をはること。)を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の氏名は、平成18年7月30日(日)に学科試験を実施する職種については平成18年8月28日(月)に、そのほかの職種については平成18年10月3日(火)に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成18年10月上旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成18年度技能検定試験(随時実施する3級、基礎1級及び基礎2級)を次のとおり実施する。

平成18年3月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の4に規定する者とし、基礎1級及び基礎2級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3級技能検定については、規則第65条第4項の規定により、基礎1級技能検定については同条第5項の規定により、基礎2級技能検定については同条第6項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎1級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎2級技能検定については規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書するこ

と。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額	
下記以外の職種	15,700円	3,100円	
機械検査、婦人子供服製造	13,000円		

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(あて名を明記し、切手をはること。)を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年3月3日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 指示内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系(水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。)においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。但し、区画漁業権漁場からの持ち出し、検査を行うための持ち出し及び焼却、埋却等処分するための持ち出しは除く。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

正	誤

平成16年12月24日付け島根県報第1,636号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	筃	所		誤		IE
11	別表第3中		2.5			
			2.5		2.5	